

1 支援内容

以下の支援メニューがあり、支援期間は**原則3年以内**です。

ただし、新たな又は発展的な活動を行う場合は、その後も継続可能です。

(1) 年度ごとに活動目的に沿った目標値の設定が必要となります。

(2) 年度支援額は**1団体あたり50万円が上限**となります。

(活動団体(指導員)に対し、物資の現物支給やバス、会場等の手配を行うものであり補助金を交付する支援ではありません。)

• **集落活動支援**：農地等の機能維持や活用、それらの多面的機能の発揮に関する集落活動への支援
例：農道・水路沿いの花の植栽や自然観察会など

• **啓発普及活動支援**：農地等の持つ多面的機能や保全活動の重要性を広く、一般の方に周知するための啓発活動への支援
例：イベントや施設見学会など



2 支援を受けるための要件

以下の全てを満たすこと

(要件1) 農地や農業用水路等(農業用水路やため池、農道等)を保全及び利活用する活動であること。

(要件2) 支援を受ける団体は「指導員」を置くこと。
「指導員」は地域において中心的立場で活動する人材です。

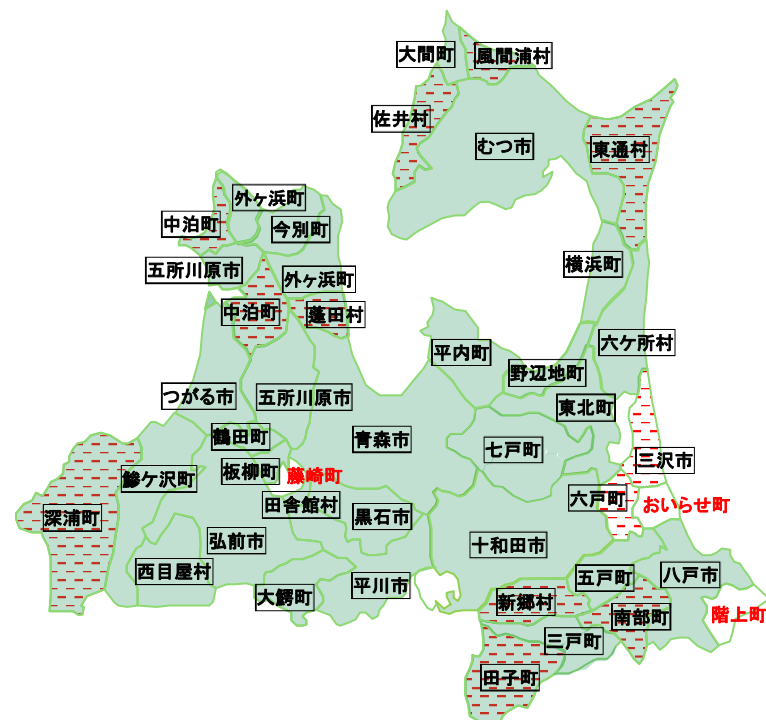
支援を受けるために期間中、年1~2回程度の研修を受講する必要があります。

※研修会受講料、旅費は県が負担します。

(要件3) 活動計画書、物資の受領報告、活動実績報告を提出すること。

3 事業の対象となる地域

中山間地域等の五法指定地域または市町村基金を設置している市町村



凡 例	
〇〇〇市,町,村	事業対象市町村
	五法指定地域
	市町村基金を造成している市町村
	五法指定、かつ市町村基金を造成している地域

【対象外市町村】 藤崎町 おいらせ町 階上町

令和7年12月現在

～中山間地域等で実施したい活動について物資等を支援します～

具体的な支援の事例 ～集落活動支援～

① 自然観察や生き物調査を行いたい!

《支援する活動内容》農業用水路やため池などに生息する動植物の観察会や、生きもの調査など地域の自然環境の大切さを学ぶ。



《支援物資等》

- 生物調査をする道具
網、バケツ、ルーペ、ピンセットなど
- 地域について紹介するチラシ作成など



② 農道や水路沿いをきれいにしたい!

《支援する活動内容》農道・農業用水路沿いの植栽活動を行うことで地域の景観を守るとともに、親しみやすさを伝える。



《支援物資等》

- 植栽に必要な材料
苗、苗木、種子、土、肥料、軍手、スコップなど



具体的な支援の事例 ～啓発普及活動支援～

① 農業水利施設見学会を行いたい!

《支援する活動内容》施設見学会を開催し、農業を支える農業水利施設の多面的機能や役割について理解を深めるとともに啓発・普及を行う。



《支援物資等》

- 見学会で使用する文房具、記念品、冊子など
- 移動用バス、傷害保険など



② 農業体験イベントでPRしたい!

《支援する活動内容》農家、改良区、農協等の協力による学校田活動支援など、農業体験や環境調査等教育活動を通じた啓発・普及を行う。

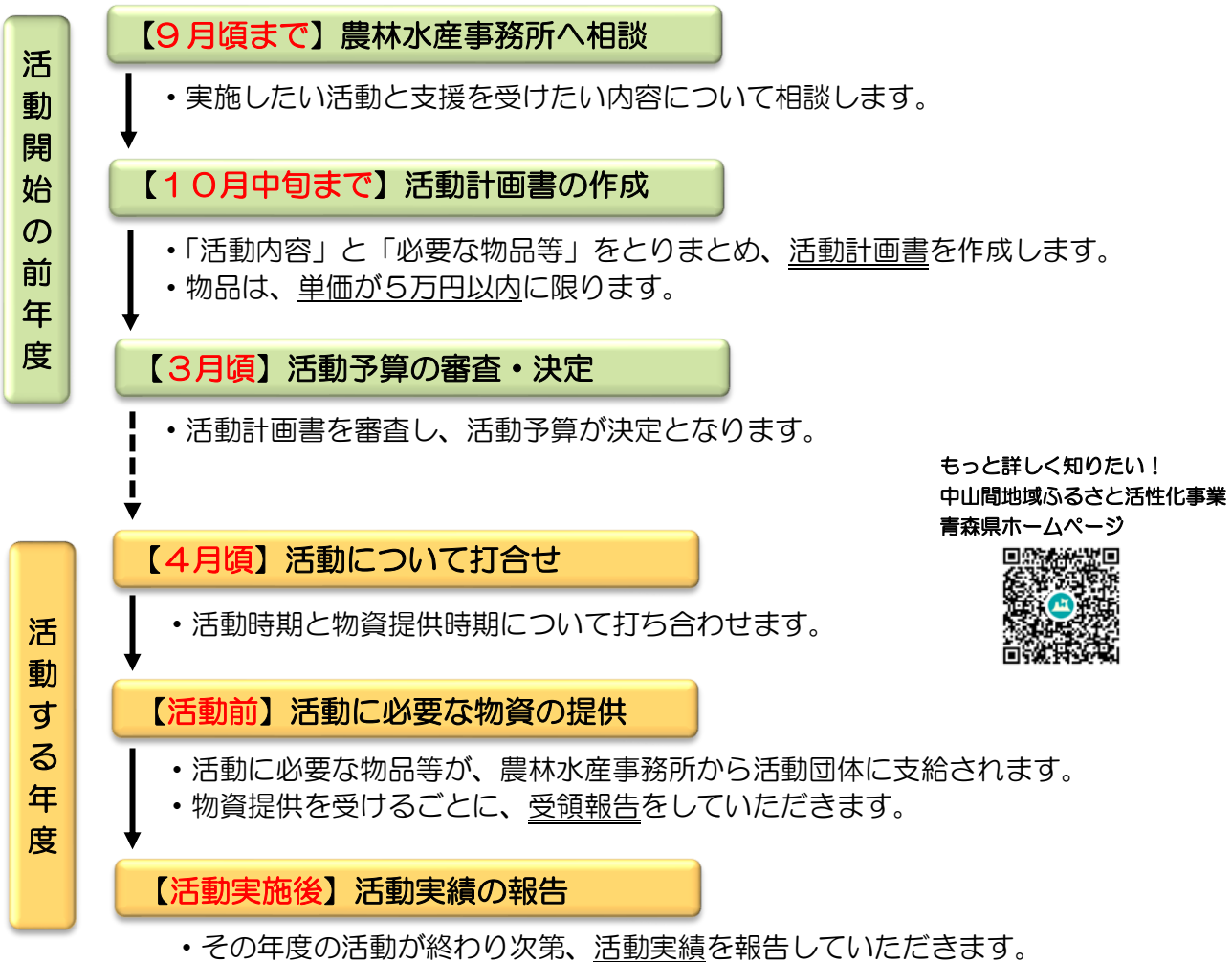


《支援物資等》

- 体験イベントで使用する水質調査キットなど
- 移動用バス、傷害保険会場借り上げなど



事業実施までの流れ



お問い合わせ・相談窓口

この事業の詳細に関するお問合せ・相談窓口は、以下のとおりです。

- ◆農林水産部農村整備課 農村環境整備グループ (TEL)017-734-9555
- ◆東青農林水産事務所 農村計画課 (TEL)017-734-9992
- ◆中南農林水産事務所 農村計画課 (TEL)0172-33-6054
- ◆三八農林水産事務所 農村計画課 (TEL)0178-27-1289
- ◆西北農林水産事務所 農村計画課 (TEL)0173-35-7172
- ◆上北農林水産事務所 農村計画課 (TEL)0176-23-5317
- ◆下北農林水産事務所 農村整備課 (TEL)0175-22-3225

地域 みんなでふるさとを守ろう！育てよう！

～青森県中山間地域ふるさと活性化事業～



青森県では、中山間地域等の農地や農業用水路等の保全を図りながら、農業農村が持つ多面的な機能を活用した地域の活性化を図るため、「青森県中山間地域ふるさと活性化基金」を造成し、地域住民が共同で行うふるさとづくりを支援しています。

令和7年12月改訂版
青森県農林水産部農村整備課